

平成 30 年度
電源 I ′ 厳気象対応調整力
募集要綱
(案)

関西電力株式会社
送配電カンパニー

目 次

- 第1章 はじめに
- 第2章 注意事項
- 第3章 用語の定義
- 第4章 募集スケジュール
- 第5章 募集概要
- 第6章 応札方法
- 第7章 評価および落札案件決定の方法
- 第8章 契約条件
- 第9章 その他

第1章 はじめに

1. 平成28年4月以降のライセンス制導入に伴い、各事業者がそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。
2. 関西電力株式会社送配電カンパニー（以下「当社」といいます。）は、一般送配電事業者としての役割を果たすために、主に10年に1度の猛暑時等需給ひっ迫時に需給バランス調整を実施するために必要な調整力を確保するため、●に相当する電源I⁺ 厳気象対応調整力を入札により募集します。
3. 今回実施する入札においては、発電事業者等の事業予見性の確保や厳気象対応調整力の確実かつ効率的な確保の観点から、長期契約（1年間）を前提としておりますが、確保した厳気象対応調整力のトラブルや需要想定の見直し等の状況変化に応じて、隨時、短期契約（1年未満）を前提とした追加募集を行なうことがあります。
4. 本要綱では、当社の募集する電源I⁺ 厳気象対応調整力が満たすべき条件、評価方法等について説明します。
落札後の権利義務関係等については、添付する電源I⁺ 厳気象対応調整力(kW) 契約書(ひな型) および電源I⁺ 厳気象対応調整力(kWh) 契約書(ひな型) を併せて参照してください。
5. 応札者は、本要綱に記載の作成方法のとおり、入札書を作成してください。

第2章 注意事項

1. 一般注意事項

- (1) 当社は、需給ひつ迫時に確実に期待できる需給バランス調整力を、確実かつ効率的に確保するために、本要綱に定める募集概要・契約条件等にもとづき、電源I「厳気象対応調整力を入札により募集します。入札募集によって、調整力のコストが低減することを期待しますので、応札者が入札書で明らかにする電源I「厳気象対応調整力の入札案件の評価にあたっては、入札時の価格が低いことが重要な要素となります。なお、この価格要素に加え、需給バランス運用の柔軟性等も重要な要素となります。
- (2) 入札案件の優劣は、本要綱で定める評価方法に従って評価します。このためにも、応札者は入札書を作成する際には、本要綱に記載の作成方法に準じて、入札書に不備や遗漏等がないよう十分注意してください。
- (3) 入札案件の審査過程において、効率的な審査ができるように、応札者は入札書を作成する際には、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- (4) 応札者は、本要綱に定める諸条件ならびに添付する電源I「厳気象対応調整力(kW) 契約書(ひな型) および電源I「厳気象対応調整力(kWh) 契約書(ひな型) の内容をすべて了解のうえ、当社に入札書を提出してください。
- (5) 落札者は、別途定める電源I「厳気象対応調整力(kWh) 契約を締結していただく必要があります。また、契約電源等が発電設備である場合、当社との間で当社託送供給等約款にもとづく発電量調整供給契約(発電量調整供給契約者と電源I「厳気象対応調整力(kW/kWh) 契約者とが同一であることは求めません。)が締結されていること等が必要です。一方、契約電源等がDRを活用したものである場合、当社との間で当社託送供給等約款にもとづく接続供給契約(接続供給契約者と電源I「厳気象対応調整力(kW/kWh) 契約者とが同一であることは求めません。)が締結されていること等が必要です。
- (6) 落札者が希望する場合、当社が当該電源等について別途定める電源II周波数調整力募集要綱で定める技術的要件を満たすことを確認したとき、当社と協議のうえ、電源I「厳気象対応調整力(kWh) 契約の代わりに、電源II周波数調整力契約を締結することも可能とし、同様に、別途定める電源II需給バランス調整力募集要綱で定める技術的要件を満たすことを確認したとき、当社と協議のうえ、電源I「厳気象対応調整力(kWh) 契約の代わりに、電源II需給バランス調整力契約を締結することも可能とします。この

場合、契約書の内容等詳細については、落札候補案件決定以降、別途協議いたします。

- (7) 応札者が、入札書提出後に応札の辞退を希望する場合は、すみやかに書面により当社まで申し出てください。一度応札辞退の意思を表明した場合は、今年度の入札において選考対象として復帰することはできませんので、あらかじめ了承願います。応札を辞退された場合は、当社はすみやかに入札書を返却します。
- (8) 本要綱にもとづく電源 I 「 厳気象対応調整力 (kW) 契約ならびに電源 I 「 厳気象対応調整力 (kWh) 契約 (またはこれに替わって締結する電源 II 周波数調整力契約もしくは電源 II 需給バランス調整力契約) は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。
- (9) 入札案件の審査においては、関西電力株式会社の発電/小売部門についても、本要綱に定める募集条件や評価方法等にもとづき、公平に取り扱うこととします。
- (10) 応札者が入札書に記載する会社名は、正式名称を使用してください。応札者の事業主体者は、日本国において法人格を有するものとします。
また、ジョイント・ベンチャー等のグループで応札することも可能です。この場合には、グループ各社が日本国において法人格を有するものとし、入札書において参加企業すべての会社名および所在地を明らかにするとともに、当社との窓口となる代表企業を明示していただきます。なお、全参加企業が連帯してプロジェクトの全責任を負うものとします。
- (11) 当社または落札者が第三者と合併または電源 I 「 厳気象対応調整力 (kW) 契約もしくは電源 I 「 厳気象対応調整力 (kWh) 契約 (またはこれに替わって締結する電源 II 周波数調整力契約もしくは電源 II 需給バランス調整力契約) に関する部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けるものとします。なお、電源 I 「 厳気象対応調整力 (kW) 契約もしくは電源 I 「 厳気象対応調整力 (kWh) 契約 (またはこれに替わって締結する電源 II 周波数調整力契約もしくは電源 II 需給バランス調整力契約) 承継の詳細な取扱いについては、添付する電源 I 「 厳気象対応調整力 (kW) 契約書 (ひな型) もしくは電源 I 「 厳気象対応調整力 (kWh) 契約書 (ひな型) (または電源 II 周波数調整力契約書 (ひな型) もしくは電源 II 需給バランス調整力契約書 (ひな型)) を参照してください。
- (12) 応札に伴って発生する諸費用 (本入札に係る費用、入札書作成に要する費用、電源 I 「 厳気象対応調整力 (kW) 契約ならびに電源 I 「 厳気象対応調整力 (kWh) 契約 (ま

たはこれに替わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）の交渉に要する費用等）は、すべて応札者で負担してください。

(13) 入札書は日本語で作成してください。また、入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等もすべて日本文が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともに和訳を正式な書面として提出してください。

(14) 入札書提出後は、入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足説明資料の追加等も認められません。ただし、落札候補案件の選定にあたり、当社が提出を求めた場合については除きます。

2. 守秘義務

応札者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の入札案件に係る機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。

3. 問合せ先

本要綱の内容に関し、個別の質問がある場合は、下記の問合せ専用当社ホームページより受け付けます。

なお、審査状況等に関するお問い合わせにはお答えできません。

問合せ専用当社ホームページURL：<https://inquiry.kepco.co.jp/app/inquiry/index/4>

第3章 用語の定義

1. 電源等分類

(1) 周波数調整力

需要ピーク時における供給力不足等に活用できる調整力のうち、周波数制御機能を提供することを必須とし、周波数制御ならびに需給バランス調整に活用される調整力をいいます。

(2) 需給バランス調整力

需要ピーク時における供給力不足等に活用できる調整力のうち、周波数制御機能を期待されず、専ら需給バランス調整に活用される調整力をいいます。

(3) 電源 I

当社があらかじめ確保する専用線オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で調整できる電源等をいいます。（このうち、周波数制御機能を提供することを必須とするものを電源 I - a、周波数制御機能を提供することを期待されないものを電源 I - b と区分します。）

(4) 電源 I 周波数調整力

電源 I - a の調整によって得られる周波数調整力をいいます。

(5) 電源 I ‐ 厳気象対応調整力

当社があらかじめ確保し、需給ひつ迫等必要時に、オンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で上げ調整できる電源等（周波数制御機能の提供を期待されないもの）の調整によって得られる調整力をいいます。

(6) 電源 II

当社から専用線オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で調整ができる電源等（電源 I を除きます。）であり、ゲートクローズ（発電事業者および小売電気事業者による需給計画の提出締切り（実需給 1 時間前）のことをいいます。）以降余力がある場合に当社が周波数制御・需給バランス調整のために利用することが可能なものをいいます。（このうち、周波数制御機能を当社に提供することを必須とするものを電源 II - a、周波数制御機能を当社に提供することを期待されないものを電源 II - b と区分します。）

(7) DR (ディマンドリスポンス)

本要綱においては、需給バランス調整のために、需要家側で電力の使用を抑制、もしくは増加することをいいます。

(8) アグリゲータ

単独または複数の、DR を実施できる需要家を集約し、それらに対する負荷制御（増または減）量・期間等を指令し、制御を実行させることにより、総計として、当社の指令に応じ、本要綱に定める要件を満たす需給バランス調整を実現する事業者（その事業者が調整力提供にあたって使用する設備を含みます。）をいいます。なお、需要家自らがアグリゲータとなることも可能です。

2. 契約・料金関連

(1) 応札者

本要綱にもとづき入札書を提出する事業者をいいます。

(2) 落札者

本要綱にもとづき評価した結果、協議の後、当社が電源 I 「厳気象対応調整力 (kW) 契約ならびに電源 I 「厳気象対応調整力 (kWh) 契約（または、電源 II 周波数調整力契約もしくは電源 II 需給バランス調整力契約）を締結することを決定した応札者をいいます。

(3) 契約電源等

発電設備を活用した入札案件である場合は、発電設備等を、DR を活用した入札案件である場合は、負荷設備等とアグリゲータとを併せていいます。

(4) 発電等出力増

発電設備の出力増加または負荷設備の需要抑制により、電源 I 「厳気象対応調整力を供出することをいいます。

(5) 電源 I 「厳気象対応調整力契約電力

電源 I 「厳気象対応調整力として契約する契約電源等との契約 kW で、当社の指令に応じ運転継続時間にわたって供出可能な出力をいいます。

なお、DR を活用した応札者の場合、当社託送供給等約款における損失率を考慮したものとします。

(6) 電源II周波数調整力契約

当社が周波数維持のために調整力として活用することを目的とし、電源I-aおよび電源II-aと締結する契約をいいます。

(7) 電源I「厳気象対応調整力(kW)」契約

当社が10年に1度の猛暑時等需給ひつ迫時に必要な需給バランス調整力を調整力として活用することを目的とし、オンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で上げ調整できる電源等（周波数制御機能の提供を期待されないもの）を対象に、当該契約kWの確保・待機とその対価としての基本料金支払いについて締結する契約をいいます。

(8) 電源I「厳気象対応調整力(kWh)」契約

当社が10年に1度の猛暑時等需給ひつ迫時に必要な需給バランス調整力を調整力として活用することを目的とし、オンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で上げ調整できる電源等（周波数制御機能の提供を期待されないもの）を対象に、当社指令に応じた調整力の提供とその対価としての従量料金支払いについて締結する契約をいいます。

(9) 電源I「厳気象対応調整力(kW/kWh)」契約

電源I「厳気象対応調整力(kW)」契約および電源I「厳気象対応調整力(kWh)」契約をいいます。

(10) 運転継続時間

契約電源等が、電源I「厳気象対応調整力契約電力」で発電等出力増を継続できる時間をいいます。

(11) 運転継続可能時間

契約電源等に当社が発電等出力増継続を求める時間をいいます。

(12) 電源I「厳気象対応調整力提供可能時間」

1日（毎日0時～24時をいいます。）のうち、本要綱にて定める、当社の指令に応じた発電等出力増を行なうことが可能な時間帯をいいます。
(以降、本要綱における時間は24時間表記を使用します。)

(13) 厳気象対応準備時間

1日（毎日0時～24時をいいます。）のうち、当社が、主に、本要綱にて定める、当

社指令に応じた発電等出力増を必要とする時間帯をいいます。

本要綱においては、9時～20時をいいます。

(14) 年間停止可能日数

契約電源等が補修等のために、ペナルティなしで停止できる年間の日数をいいます。

(15) 計画外停止日数

契約電源等において、事故あるいは計画になかった補修等によって停止に至った日数をいいます。ただし、当社が起因となった停止の場合は、当社と合意した日数を除きます。

(16) 計画停止日数（補修停止日数）

契約電源等において、各断面（年間、月間、週間）で補修等のためにあらかじめ計画を策定して停止する日数をいいます。

(17) 基本料金

契約電源等がkWを供出するために必要な費用への対価をいいます。

(18) 従量料金

当社指令に応じ、契約電源等が発電等出力増によりkWhを供出するために必要な費用への対価をいいます。

(19) 申出単価

従量料金を算定する際に利用する単価をいいます。燃料費等の情勢を反映するため、契約者から定期的に提出いただく必要があります。本要綱において定める申出単価の種類は、上げ調整単価（V1）のみがあります。

※本要綱においては、上げ調整のみを要件として求めますが、下げ調整にも応じていただける電源等においては、下げ調整を実施させていただくこととし、下げ調整単価（V2）を設定いたします。このような電源等との契約（電源I「厳気象対応調整力（kWh）」契約）の詳細については、電源I「厳気象対応調整力（kWh）」契約書（ひな型）を元に、別途協議いたします。

(20) 上げ調整単価（V1）

当社が契約電源等に対して、出力増指令したことにより増加した電気の電力量に乗じて支払う1kWhあたりの単価をいいます。

(21) 下げ調整単価 (V2)

当社が契約電源等に対して、出力減指令したことにより減少した電気の電力量に乗じて受け取る 1 kWhあたりの単価をいいます。

3. 需給関連

(1) H3 需要

ある月における毎日の最大電力（1時間平均）を上位から3日とり平均したものといいます。

(2) H1 需要

ある月における毎日の最大電力（1時間平均）の最上位1日のものをいいます。

(3) 高負荷期

電気の使用量（需要）が大きくなる時期をいいます。本要綱では7月16日～9月14日をいいます。

(4) 需給ひつ迫

想定される需要に対して、供給力が不足する状態をいいます。

(5) 夏季

本要綱では、7月1日から9月30日をいいます。

(6) 冬季

本要綱では、12月1日から翌年2月28日（閏年の場合29日）をいいます。

4. 発電等機能関連

(1) 専用線オンライン指令

当社が需給バランス調整を行なうため、通信伝送ルートを通じて、直接的に、需給バランス調整機能を具備した電源等へ出力増を指令することをいいます。

なお、中央給電指令所～契約電源等間の通信設備等が必要となります。

（既に当社地方給電制御所～発電所等間の通信設備等が構築されており、それを用いて、本要綱にて定める要件を充たすことができる場合は、この限りではありません。）

以降、本要綱においては、別途指定する、「簡易指令システム」における指令についても、専用線オンライン指令に準じて取扱うことができることとし、“オンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）”と表記します。

（2）系統連系技術要件

当社が維持・運用する電力系統に接続する電源に求める技術的な要件をいいます。

（3）需給バランス調整機能

電源等が接続する電力系統の需給バランス調整を目的に、出力を増加させるために必要な機能をいいます。

（4）調整力ベースライン

DR を実施する際、その出力増減幅の基準となる負荷消費電力または一定期間の負荷消費電力量に当社託送供給等約款における損失率を考慮したものをいいます。

5. その他

（1）当社エリア

当社の供給区域である次の地域をいいます。滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

第4章 募集スケジュール

1. 平成30年度における入札公表から、落札者との電源I[－] 厳気象対応調整力(kW/kWh) 契約締結までの予定スケジュールは以下のとおりです。ただし、やむを得ない事由によりスケジュールが変更となる場合もあります。



※電源I[－] 厳気象対応調整力(kW) 契約への公募に応札いただいた電源で、落札後、

電源Ⅰ「厳気象対応調整力（kWh）」契約の代わりに、電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約の締結を希望される場合、11/●までに契約申込をお願いします。（詳細は電源Ⅱ周波数調整力募集要綱もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱をご参照ください。）

※当社の平成30年度供給計画へ反映については、原則、11月●日までに申込み受付をしたものといたします。

第5章 募集概要

1. 募集内容および電源 I 「 厳気象対応調整力が満たすべき要件は以下のとおりです。

(1) 募集容量

●万 kW

募集容量は、 ●万 kW とします。

1 入札案件あたりの入札量は上記募集容量以下としてください。

(2) 電源 I 「 厳気象対応調整力提供期間

1 年間

電源 I 「 厳気象対応調整力提供期間は、 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。

(3) 対象電源等

当社の系統に連系する、 オンライン（ただし、 簡易指令システムを用いたものを含みます。）で発電等出力増可能な電源等

イ 当社の系統に連系する電源等（連系線を経由して当社系統に接続するものを除きます。）で、 当社から、 オンライン（ただし、 簡易指令システムを用いたものを含みます。）で発電等出力増可能な電源等といたします。

※当社の供給区域である淡路島南部地域（別紙参照）については、 四国電力の系統と連系していることから、 当社の調整力公募の対象とはいたしません。

ロ 使用する燃料については、 特に指定しませんが、 電源 I 「 厳気象対応調整力提供期間を通じて安定して調達できることが条件となります。

ハ 当社が指定する厳気象対応準備時間において、 本要綱にて定める、 当社の指令に応じた発電等出力増が実施（当該時間の間において、 当社からの指令受信ではなく、 調整の実施・発電等出力増の実施/継続ができるとをいいます。）できることが必要です。この場合、 本章第 3 項（1）ロで定める、 当社からの指令を受信してから、 調整実施までの時間を勘案した時間帯において待機していただく必要があります。また、 厳気象対応準備時間を超えて、 別途定める運転継続時間の発電等出力増の継続を求めるものではありません。

※応札時点で営業運転を開始していない電源等、 および当社とオンライン信号（ただし、 簡易指令システムを用いたものを含みます。）の送受信を開始していない電源等の場合、 電源 I 「 厳気象対応調整力提供期間までに電源等の試運転や必要な対応工事・試験が完了している必要があります。また、 電源 I 「 厳気象対応調整力（kWh）契約において、 計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合、 契約期間開始日までに必要な対応工事・試験が完了していることが必要

です。やむを得ず契約期間開始日までに必要な対応工事・試験が完了していない場合の取扱いについては、必要に応じて別途協議いたします。

(4) 入札単位

原則、容量単位

入札は、発電設備を活用して応札される場合は、原則として発電機を特定して、容量単位（kW）で実施していただきます。

DR を活用して応札される場合は、本要綱に定める要件を満たすことのできるアグリゲータが、容量単位（kW）で入札していただきます。

応札いただく電源 I 「 厳気象対応調整力契約電力は、設備容量（発電機であれば定格電力、DR 設備であれば需要抑制により供出可能な電力）の範囲内においてのみ有効といたします。応札後に応札 kW が設備容量を超過していたことが明らかとなった場合、または、契約電力供出の妥当性が確認できない場合は、当該応札を落札評価対象から除外いたします。

また、別途締結する電源 I 「 厳気象対応調整力（kWh）契約書（ひな型）、（またはこれに替わって締結する電源 II 周波数調整力契約書（ひな型）もしくは電源 II 需給バランス調整力契約書（ひな型））は、それぞれ、発電機単位またはアグリゲータ単位で契約締結いたします。

なお、様式 3－3 で、当該応札案件において当該設備（または需要家）の重複のおそれがある場合、当該設備（または需要家）を用いて応札された全応札者に対し、その旨を通知し、追加資料の提出等を受けて、当該設備（または需要家）の応札 kW の妥当性を確認いたします。

当社からの通知の翌日から起算して当社 5 営業日以内に回答がない場合、または、当該設備（または需要家）の重複に係る確認の結果、当該設備（または需要家）の応札 kW が設備容量以内で明確に区別・区分できない場合、応札案件評価においては当該設備（または需要家）を除外します。応札者は、その旨を十分にご理解の上、追加資料の提出や上記の内容を需要家に周知して理解・承諾させること等、必要な対応をお願いします。

イ 発電設備を活用して応札される場合は、契約に際して計量器の設置・取り替えが必要になる場合があります。計量器の設置・取り替えに係る費用は、契約者の負担とします。

ロ 契約者が計量単位の集約を希望される場合は、別途協議いたします。

ハ DR を活用して応札される場合は、当社託送供給等約款にもとづく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定ならびに当社からの指令にもとづく調整力ベースラインからの出力増減値を特定できることを前提とし、本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状

況（計量器の種類（30分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ、別途協議いたします。

（5）他の調整力募集への入札の取扱い

イ 電源I「厳気象対応調整力公募に応札する契約電源等と同一の契約電源等を用いて、電源I周波数調整力および電源I需給バランス調整力の公募に入札することも可能としますが、その場合の取扱いは以下のとおりといたします。

（イ）各調整力の募集に全部または一部重複する容量をもとに入札（以下「重複入札」といいます。）された場合

- ・同一調整力公募への重複入札は認められません。
- ・電源I周波数調整力、電源I需給バランス調整力、電源I「厳気象対応調整力の順に落札案件決定を行なうこととし、落札者となった後の調整力における落札案件決定の対象からは除外します。

（ロ）各調整力の募集に重複しない容量をもとに入札（以下「複数入札」といいます。）をされた場合

- ・同一調整力公募への複数入札は認められません。
- ・複数入札された場合、各調整力においてそれぞれ落札案件決定を行なうものとします。この場合、各契約で定める調整力の提供に支障が生じることがないよう、それぞれの契約電力を設定していただきます。

ロ 応札者は、それぞれの入札が、重複入札の対象か、複数入札の対象かを応札時に明確にしていただきます。（応札時の明記無く、同一契約電源等から複数の調整力の公募への応札がなされている場合、落札案件決定が出来ませんので、当該契約電源等に係るすべての応札を無効とさせていただきます。）

<具体例>

5分間での出力増減可能な（電源I周波数調整力の募集要件を満たす）容量が2万kW、3時間での出力増可能な（電源I「厳気象対応調整力の募集要件を満たす）容量が8万kW、である単一の契約電源等からの応札の場合、

○電源I周波数調整力の公募に2万kW、電源I「厳気象対応調整力の公募に8万kWの重複入札は可能。

→電源I周波数調整力の落札者となった場合、電源I「厳気象対応調整力の落札案件決定からは除外されます。

○電源I周波数調整力の公募に2万kW、電源I「厳気象対応調整力の公募に6万kWの複数入札は可能。

→それぞれにおいて落札案件決定の対象とし、落札者となることが可能です。

●電源I周波数調整力の公募に2万kW、電源I「厳気象対応調整力の公募に8万kWの複数入札は不可。

→応札時点で、それぞれの調整力の公募要件を満たさないことから、それぞれの入札については、無効として取り扱います。

(6) 最低入札量

+1,000 kW

最低入札量は+1,000kW といたします。

入札量は、1kW 単位で設定いたします。

(7) 上限価格の設定

当社は上限価格を設定し、その価格以下の容量価格にて応札された入札案件を審査対象とします。

2. 当社からの指令で発電等出力増を可能とするために必要な設備要件は原則として以下のとおりです。

(1) 設備要件

信号

イ 専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）での応札の場合
応札いただぐ電源等については、需給バランス調整機能に必要な信号を受信する
機能および、必要な信号を送信する機能を具備していただきます。

(イ) 受信信号

a 調整実施 ※調整実施指令信号

※当社からの発電等出力増指令（接点信号）を受信していただきます。

また、原則、（指令を受信して、別途当社と取り決めた時間（本章第3項

（1）口にもとづくもの）経過後の）調整実施後、運転継続時間（3時間）に
亘り調整を実施した後、電源等により自動的に（電源等の計画運転に）復帰して
いただきますので、当社から復帰指令の信号を送信することは想定しており
ません。

(ロ) 送信信号

b 調整実施了解 ※調整実施了解信号

※当社からの受信信号に対する打ち返しとし、当社からの信号受信から調整実施までに相応の時間がある電源等については、調整実施了解の旨（以降、調整準備を行ない、別途当社と取り決めた時間（本章第3項（1）口にもとづくもの）経過後に調整を行なう旨）を、当社からの信号受信から遅滞なく調整実施可能な電源等については、調整完了の旨（当該遮断機の開閉（SV）情報や当該負荷等への潮流（TM）情報でも可としますが、詳細は別途協議い

たします。) を、それぞれ通知いただくものとします。

なお、当該機能については、電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」(JESC Z0004(2016)) へ準ずる必要があります。加えて、当社の電力制御システムに接続することになるため、当社が定めるセキュリティ要件に従っていただきます。

□ 簡易指令システムを用いたオンラインでの応札の場合

契約申込いただく電源等については、需給バランス調整機能に必要な信号を受信する機能および、必要な信号を送信する機能を具備していただきます。

(イ) 受信信号

a 調整実施

(a) 調整実施指令信号

当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令を受信していただきます。

(b) 調整実施指令変更信号

当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令変更を受信していただきます。

(c) 調整実施取消信号

当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令取消を受信していただきます。

(ロ) 送信信号

a 調整実施可否 ※調整実施可否信号

※当社からの調整実施信号に対する打ち返しとし、調整実施可否を通知いただくものとします。

なお、当該機能について、事業者は電力システムのセキュリティ設計に準拠、連携した対策が必要となるため、経済産業省および独立行政法人情報処理推進機構[IPA]が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン Ver1.1」のセキュリティ要件に準拠した対策が必要となります。

通信仕様については、OpenADR 2.0b に準拠します。

OpenADR 2.0 Profile Specification B Profile (Rev1.0) およびデマンドレスポンス・インターフェース仕様書第 1.1 版を参照してください。

ただし、「簡易指令システム」において、電力系統への影響軽減の観点から、同一の伝送媒体および送受信装置に接続する設備（または需要家）から供出される電力の合計が 100 万 kW 以下になるように（複数の伝送媒体および送受信装

置に分割するなど) していただく必要があります。

3. 電源 I 「厳気象対応調整力が満たすべき運用要件等は原則として以下のとおりといたします。

(1) 運用要件

イ 電源 I 「厳気象対応調整力の提供

あらかじめ定める電源等の定期点検等の期間を除き、厳気象対応準備時間（9 時～20 時）において、電源 I 「厳気象対応調整力を提供していただきます。電源 I 「厳気象対応調整力提供可能時間に制約のある場合は、その範囲内といたしますが、所定の計算方法で算定して落札案件決定過程で評価いたします。なお、本運用要件の範囲内において、当社は、当社エリア以外を含む需給調整コストの低減のために電源 I 「厳気象対応調整力を活用します。

ロ 当社の指令から 3 時間以内に発電等出力増可能

あらかじめ定める応札者の定期点検等の期間を除き、当社が、厳気象対応準備時間（9 時～20 時）での発電等出力増を判断した場合、当該調整実施の 3 時間（※）前に当社が送信する指令を受信し、当該信号受信の 3 時間（※）後に、電源 I 「厳気象対応調整力契約電力の調整が可能であることが必要です。ただし、電源 I 「厳気象対応調整力（kWh）契約に代わり、電源 II 周波数調整力契約もしくは電源 II 需給バランス調整力契約を締結いただける場合は、あらかじめ当社からの起動指令を受けて、系統並列している状況を前提といたします。

※当社からの指令受信と、調整実施までの時間間隔については、3 時間を最長とし、応札者が応じることのできる時間を、応札時に、指定いただきます。

指令から調整実施までの時間間隔が短い場合、当日の気温上昇度合い・需要の伸び具合・需給ひつ迫の度合いなどを、実調整直前まで見極めたうえでの発動回避が可能になるなど、運用の柔軟性が増すことに鑑みて、落札案件決定において評価を行ないます。（詳細は第 7 章をご参照ください。）

ハ 原則 3 時間提供可能

(イ) 当社の指令に応じて調整を実施して以降、原則として 3 時間にわたり発電等出力増の継続が可能であることが必要です。

ただし、調整実施後 3 時間以内に、当社から復帰指令を行なった場合は、可能な範囲でその指令に応じていただきます。当該復帰指令については、簡易指令システムを用いたオンライン指令の場合、簡易指令システムによる指令を、専用線オンライン指令の場合、電話などの連絡を想定しておりますが、既存インフラなどを用い効率的に実施可能な場合は、別途協議いたします。

(ロ) 電源 I 「厳気象対応調整力契約電力相当での連続発電等出力増可能な時間が 3 時間に満たないものは、所定の計算方法で算定して落札案件決定過程で評価いたします。

ニ 定期点検、補修作業時期調整の応諾

(イ) 作業等による電源等の計画停止や、電源等の状況により本要綱にて定められる要件による電源 I 「厳気象対応調整力の提供ができない（以下、単に「停止」といいます。）日が、年間 240 日を超える場合、所定の計算方法で算定して落札案件決定過程で評価いたします。

また、計画的な停止日が年間 50 日未満である場合、運用の柔軟性が増すことに鑑みて、落札案件決定において評価を行ないます。（詳細は第 7 章をご参照ください。）この場合、停止割戻・超過停止割戻の算定（第 8 章第 1 項（9））などにあたって、停止可能日数を 50 日（加点されない場合は 240 日）として考慮します。

(ロ) 作業等による計画停止の時期は、原則として夏季・冬季の平日（夏季・冬季の平日については、下記の通りといたします。）を避けて計画してください。また、他の電源等の作業との重複等を避けるため、当社が定期点検、補修作業時期の調整を希望する場合、これに応じていただきます。

※平日については、下表を参照してください。

凡例： 平日 平日以外

平成31年度 (2019年度)						
2019年 4月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

2019年 5月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2019年 6月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
						30

2019年 7月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2019年 8月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2019年 9月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2019年 10月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2019年 11月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

2019年 12月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2020年 1月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2020年 2月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

2020年 3月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

ホ 計画等の提出

当社の求めに応じて電源等の発電等計画値（DR を活用した契約者の場合は、需
要家毎の内訳を含みます。）や発電等可能電力、発電等可能電力量、その他運用制
約等を提出していただきます。

ヘ ゲートクローズ前の指令

当社が3時間（または本号口で定める応札者が指定する時間）前に、発電等出力
増の指令を行なった場合も、当社託送供給等約款にもとづき提出される、バランシ
ンググループの計画値に制約を及ぼさないものといたします。

ト 系統事故時の計画変更

系統安定上の制約で電源等（発電設備を活用した電源等に限ります。）の出力抑制が必要となった場合は、速やかに発電計画値を制約に応じたものに変更していただきます。

チ トラブル対応

不具合の発生時には、すみやかに当社へ連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。

リ 電源 I⁺ 厳気象対応調整発動可能回数

電源等の状況・都合により、契約期間内の電源 I⁺ 厳気象調整を実施する回数に制限を設けることを希望される電源等については、応札時に申し出ていただきます。ただし、当該発動可能回数は 12 回以上*で設定いただきます。（発動可能回数に達するまでは、契約期間（計画/計画外停止日を除きます。）の厳気象対応準備時間においては、原則として、当社の指令に応じた発電等出力増を実施していただきます。なお、発動可能回数を超過する場合においても、当社から電源 I⁺ 厳気象対応調整力の供出を要請する場合があります。この場合、可能な範囲でその指令に応じていただきます。また、当社からの指令および要請は、同日中の複数回発動、連日の発動となる場合があります。）

*本号二（イ）において、年間計画停止日数が少ないことに関して申し出のうえ、評価を行なっている場合、発動可能回数も 18（回）以上としていただきます。

ヌ 目的外活用の禁止

落札者は、当社の承諾を得た場合を除き、電源 I⁺ 厳気象対応調整力の提供のために運転および待機する電源等の電源 I⁺ 厳気象対応調整力契約電力を本契約の目的以外に活用しないこととしていただきます。

（2）その他

イ 技術的信頼性

（イ）応札していただく電源等については、発電事業者であれば発電実績を有すること、DR 事業者であれば DR 実績（DR 実証試験による実績を含む）を有すること、またはそれぞれの実績を有する者の技術支援等により、電源 I⁺ 厳気象対応調整力の供出を確実に行なううえでの技術的信頼性を確保することとしていただきます。

（ロ）設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社が以下の対応を求めた場合は、その求めに応じていただきます。

- a 発電機等の試験成績書の写し等、電源等の性能を証明する書類等の提出
 - b 当社からのオンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）による性能確認試験の実施
 - c 現地調査および現地試験
 - d その他、当社が必要と考える対応
- (ハ) 電源 I 「厳気象対応調整力提供期間において、定期点検の結果等により、電源等の機能等に変更があった場合は、適宜、当社に連絡していただきます。

□ 電源等が準拠すべき基準

応札していただく電源等については、電気事業法、環境関連諸法令等、発電事業に関連する諸法令等を遵守していただきます。

第6章 応札方法

1. 応札者は、下記のとおり、入札書を募集期間内に2部（本書1部、写し1部）提出してください。提出された入札書（写し含む。）は返却しませんので、あらかじめ了承願います。

（1）入札書の提出

イ 提出書類

入札書（様式1）および添付書類

ロ 提出方法

入札書類は部単位にまとめ、一式を、それぞれ封緘、封印のうえ、持参してください。

ハ 提出場所

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社 送配電カンパニー 託送営業部 電力契約グループ

ニ 募集期間

平成30年●月●日（●）～平成30年●月●日（●）

（イ）受付時間は、土・日・祝日を除く平日の10時～12時および13時～16時とさせていただきます。

（ロ）提出手続きを円滑に進めるため、お手数をおかけいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いします。

<ご連絡先>

関西電力株式会社 送配電カンパニー 託送営業部 電力契約グループ

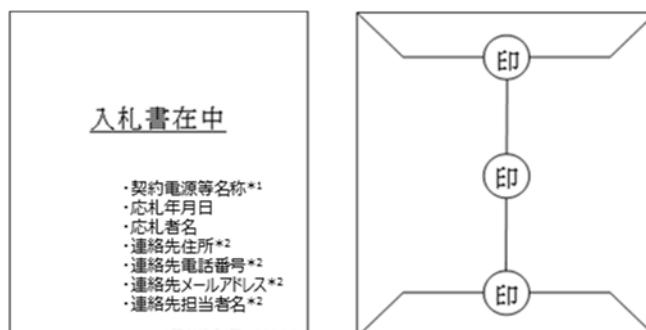
電話：●—●—●（直通）

ホ 入札を無効とするもの

（イ）記名捺印のないもの

（ロ）提出書類に不備もしくは虚偽の内容があったもの

※入札書類を提出する場合の封筒は、下図のようにしてください。



* 1 同一のアグリゲータが複数の案件を応札される場合は、それぞれ識別できる名称をつけてください。

(例) ○○A、○○B (○○アグリ A、○○アグリ B)

* 2 入札内容の確認や落札案件の選定結果通知等に使用する連絡先を記載してください。

(2) 入札書への添付書類

入札書に以下の書類を添付し提出してください。なお、様式のあるものは別添様式に従って作成してください。

イ 入札書（様式 1）

ロ 応札者の概要（様式 2）

ハ 電源等の仕様（様式 3－1、3－2、3－3）

ニ 電源等の運転実績について（様式 6）

ホ 運用条件に関わる事項（様式 7）

※様式 4、5 は不要（欠番）です。

※入札書および添付書類は日本語で作成してください。また、使用する通貨については円貨を使用してください。

※消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたしますので、容量価格、電力量価格に含めないでください。

※公租公課における事業税相当額については、以下のとおり取り扱います。

- ・応札者が収入金課税となる場合は、料金支払い時に事業税相当額を加算いたしますので、容量価格、電力量価格に事業税相当額を含めないでください。
- ・応札者が所得課税となる場合は、料金支払い時に事業税相当額を加算いたしません。

(3) 1 入札案件につき、1 式の入札書として提出してください。

イ 入札書（様式1）

平成●●年●月●日

入 札 書

関西電力株式会社

代表取締役副社長 土井 義宏 宛

会社名 ●●株式会社
代表者氏名 ●●●● 印

関西電力株式会社が公表した「平成30年度電源I「厳気象対応調整力募集要綱」を承認し、下記のとおり入札いたします。

1 電源等所在地および契約電源等名称	●●県●●市●●番 ●●発電所●号機
2 電源I「厳気象対応調整力契約電力 (送電端値)	●kW
3 運転継続時間	●時間連続可能
4 年間計画停止日数	●日間停止予定
5 電源I「厳気象対応調整力提供可能 時間	●時～●時 (厳気象対応準備時間(9時～20時)の間)
6 容量価格	1kWあたり ●円 ●銭
7 容量料金(容量価格×電源I「厳気 象対応調整力契約電力)	●円
8 電力量価格	1kWhあたり ●円 ●銭
9 当社からの指令受信方法	専用線オンライン(簡易指令システムを用いた ものを除きます。)・簡易指令システムを用 いたオンライン (該当するものに○(マル)をつけてください。)
10 指令受信から調整実施までの時間	●分 (3時間(180分)以内)
11 厳気象対応調整発動可能回数(希 望)	●回(12回(または18回)以上)

1 2 非価格要素評価	合 計 ●点 加点項目 1 (加点要素 1) ●点 2 (加点要素 2) ●点									
1 3 一部切出しが可能な場合の調整契約電力* ¹	<table border="1" data-bbox="779 491 1287 788"> <tr><td>調整契約電力（送電端値）</td></tr> <tr><td>●kW*²</td></tr> <tr><td>▲kW</td></tr> <tr><td>■kW</td></tr> </table> <p data-bbox="779 799 1367 878">※容量価格、電力量価格は6、8の値を適用するものとします。</p>	調整契約電力（送電端値）	●kW* ²	▲kW	■kW					
調整契約電力（送電端値）										
●kW* ²										
▲kW										
■kW										
1 4 他の応札との関係	<table border="1" data-bbox="779 994 1367 1237"> <tr><td></td><td>重複入札</td><td>複数入札</td></tr> <tr><td>電源 I 周波数調整力</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>電源 I 需給バランス調整力</td><td></td><td></td></tr> </table> <p data-bbox="779 1248 1367 1327">(該当するものに○(マル)をつけてください。)</p>		重複入札	複数入札	電源 I 周波数調整力			電源 I 需給バランス調整力		
	重複入札	複数入札								
電源 I 周波数調整力										
電源 I 需給バランス調整力										
1 5 落札した場合、kWh 契約として締結いただける契約	<ul style="list-style-type: none"> ・電源 II 周波数調整力契約 ・電源 II 需給バランス調整力契約 ・電源 I ‐ 厳気象対応調整力 (kWh) 契約 <p data-bbox="779 1518 1367 1596">(該当するものに○(マル)をつけてください。)</p>									
1 6 計量器の有無* ³	有 • 申請中 <p data-bbox="779 1686 1367 1765">(該当するものに○(マル)をつけてください。)</p>									

* 1 募集容量に達する、もしくは超過するまでの調達費用の合計となるべく小さくするため、本来の応札（2項に記載する電源 I ‐ 厳気象対応調整力契約電力での応札）の一部のみでの落札についても、許容いただける応札者については、許容いただける契約電力（これを「調整契約電力」といいます。）についても記載いた

だければ、それらの内容での落札可否についても、考慮させていただきます。ただし、本項目での記載の有無・内容が、本来の応札（同上）の落札可否に影響するものではありません。また、契約電力以外の内容については、入札書に記載されている本来の応札のそれと同じとします。詳細は、「第7章評価および落札案件決定の方法」「[ステップ4] 落札案件の決定」を参照願います。

- * 2 調整契約電力については、幅（●kW以上～●kW未満）で記載いただいてもかまいません。その場合、調整契約電力については、1kW単位で取り扱うものとします。（本項目に記載の調整契約電力を用いて落札案件となった容量料金は調整契約電力×容量価格で求まるものとします。）
- * 3 DRを活用して契約される場合は、当社託送供給等約款に基づく計量器の有（ただし調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。）、発電機で契約される場合は、発電機毎の計量、もしくは仕訳により出力が特定可能な計量器の有、もしくは当社に事前に計量器取り付け・取り替えを申請中であるかを記載願います。なお、アグリゲータが集約する需要家等において1件でも計量器取り付け・取り替えを申請中である場合、申請中を記載願います。

□ 応札者の概要（様式2）

応札者の概要

会社名	●●株式会社
業種	●●
本社所在地	●●県●●市●●町●●番
設立年月日	平成●●年●●月●●日
資本金（円）	●,●●●
売上高（円）	●,●●●
総資産額（円）	●,●●●
従業員数（人）	●,●●●
事業税課税標準	収入金課税・所得課税

(作成にあたっての留意点)

- 業種は、証券コード協議会の定める業種別分類(33業種)に準拠してください。
- 契約主体が、合弁会社の場合や契約後に設立する新会社である場合は、代表となる事業者に加えて関係する事業者についても、本様式を提出してください。また、あわせて会社概要を示した資料（パンフレット等）を添付してください。
- 資本金、売上高、総資産額、従業員数は、直前の決算期末の値（単独決算ベース）を記入してください。なお、契約後に新会社等を設立する場合は、契約時点で予定している資本金等を可能な限り記入してください。
- 契約者が適用する事業税課税標準について、○（マル）で囲んでください。

ハ－1 電源等の仕様（様式3－1）

電源等の仕様（火力発電機）

1. 発電機の所在地

- (1) 住所 ●●県●●市●●町●●番●
(2) 名称 ●●火力発電所 ●号発電機

2. 営業運転開始年月日 平成●●年●●月●●日

3. 使用燃料・貯蔵設備等

- (1) 種類 ●●
(2) 発熱量 ●● (kJ/t)
(3) 燃料貯蔵設備 総容量 ●●● (kl)
タンク基数 ● 基
備蓄日数 ● 日分 (100%利用率)
(4) 燃料調達計画

4. 発電機

- (1) 種類（形式） ●●●●
(2) 定格容量 ●●● kVA
(3) 定格電圧 ●● kV
(4) 連続運転可能電圧(定格比) ●●% ~ ●●%
(5) 定格力率 ●● %
(6) 周波数 60 Hz
(7) 連続運転可能周波数 ●●Hz ~ ●●Hz

5. 熱効率（LHV）、所内率

- (1) 発電端熱効率 ●● %
(2) 送電端熱効率 ●● %
(3) 所内率 ● %

○発電機の性能（発電機容量、巣気象対応調整機能に必要な信号を送受信する機能（オーライン（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）での応札者に限ります。））を証明する書類を添付してください。

ハ－2 電源等の仕様（様式3－2）

電源等の仕様（水力発電機）

1. 発電機の所在地

- (1) 住所 ●●県●●市●●町●●番●
(2) 名称 ●●水力発電所 ●号発電機

2. 営業運転開始年月日 平成●●年●●月●●日

3. 最大貯水容量 ●● ($10^3 m^3$)

4. 発電機

- (1) 種類（形式） ●●式
(2) 定格容量 ●●●● kVA
(3) 定格電圧 ●● kV
(4) 連続運転可能電圧（定格比） ●●% ~ ●●%
(5) 定格力率 ●● %
(6) 周波数 60 Hz
(7) 連続運転可能周波数 ●●Hz ~ ●●Hz

5. 所内率 ● %

○発電機の性能（発電機容量、厳気象対応調整機能に必要な信号を送受信する機能（オンライン（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）での応札者に限ります。））を証明する書類を添付してください。

ハ－3 電源等の仕様（様式3－3）

電源等の仕様（DRを活用した電源等）

1 アグリゲータの所在地

- (1) 住所 ●●県●●市●●町●●番●
 (2) 名称 ●●

2. アグリゲータが、一般送配電事業者以外に、需要抑制により生じる供給力を提供するか否か

- ・本要綱にもとづく一般送配電事業者への提供のみを実施する
 - ・一般送配電事業者以外の小売事業者へも提供する
- (該当するものを○で囲んでください。)

3 アグリゲータが集約する需要家等の一覧

電源等名称	住所	供給地点番号	供出電力 (kW)	電源等種別	
Aaa	*****	*****	△△kW	(自家発等) 電源 · 需要抑制	
具体的供出方法	工場ラインの一部停止	契約者から の指示手段	電話連絡・運転員 手動遮断	電源設備または負荷設備の仕様 ^{*1}	受電点電圧 : □kV (今回遮断対象時間の) 最低負荷容量 : ●kW、遮断点電圧 : ■kV
計量器の有無 ^{*2}	有 · 申請中				
電源等名称	住所	供給地点番号	供出電力 (kW)	電源等種別	
Bbb	*****	*****	△△kW	(自家発等) 電源 · 需要抑制	
具体的供出方法	自家発の起動	契約者から の指示手段	オンライン自動 起動	電源設備または負荷設備の仕様 ^{*1}	受電点電圧 : □kV (今回起動対象の) 電源容量 : ●kW、接続点電圧 : ●kV、常時運転状態 : 常時運転/停止
計量器の有無 ^{*2}	有 · 申請中				
電源等名称	住所	供給地点番号	供出電力 (kW)	電源等種別	
			kW	(自家発等) 電源 · 需要抑制	
具体的供出方法		契約者から の指示手段		電源設備または負荷設備の仕様 ^{*1}	
計量器の有無 ^{*2}	有 · 申請中				

○アグリゲータが集約する需要家等の電源等種別について、○(マル)で囲んでください。

○契約電力を変更しないことを前提に落札候補者選定後の需要家の追加、差し替えは可能とします。

* 1 供出電力（kW）が、電源設備または負荷設備の容量（送電端値）以下であることが必要です。同一の設備（または需要家）を他の応札案件と共有する場合は、それらの供出電力（kW）と供出電力量（kWh）が重複しておらず、明確に区別・区分されることが前提となり、それぞれの案件への供出電力（kW）の合計値が、当該設備（または需要家）容量（送電端値）以下となっているかを確認させていただきます。そのため、当該設備（または需要家）からの調整力供出電力・供出電力量の区分方法などが分かるものを添付願います。（様式は問いません。）

同一設備（または需要家）を共有する他の応札案件にも同様の資料を添付いただいた上で、それぞれの案件で、それぞれの調整力供出電力を確実に供出いただけることを確認させていただきますが、その内容が確認できない場合（それぞれの案件での当該設備（または需要家）からの調整力供出（電力（kW）/電力量（kWh））の確実性が確認できない場合）は、当該設備（または需要家）を用い応札した全応札に対し、当該設備（または需要家）を応札内容として勘案しません。（需要家等の対象から除外します。）

* 2 当社託送供給等約款に基づく計量器の有（ただし調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。）、もしくは当社に事前に計量器取り付け・取り替えを「申請中」のいずれか一方をまるで囲んでください。

ニ 電源等の運転実績について（様式 6）

電源等の運転実績について

○電源 I 「厳気象対応調整力を供出する電源等の運転実績（前年度以前実績）について記入してください。

（DR を活用して契約を希望される場合、当社との瞬時調整契約の実績や、過年度の調整力契約実績、DR 実証事業*などへの参画実績等を記載ください。）

*一般社団法人新エネルギー導入促進協議会が公募した H26 年度次世代エネルギー技術実証事業費補助金（補正予算に係るもの）のうち、「C. エネルギーマネジメントシステムの構築に係る実証事業、C-1. ネガワット取引に係るエネルギー・マネジメントシステム構築と実証」、一般財団法人エネルギー総合工学研究所が公募した（H28 年度）バーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「B. 高度制御型ディマンドリスポンス実証事業、B-1. 一般送配電事業者が活用するネガワット取引の技術実証」、および、（H29 年度）バーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「需要家側エネルギー・リソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業、A 事業、VPP 構築実証事業」、一般社団法人環境共創イニシアチブが公募した（平成 30 年度）需要家側エネルギー・リソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「B-1.VPP アグリゲーター事業」を指します。

※運転実績等のない場合は、本要綱で求める要件を満たしていることを証明できる書類ならびに発電機等の試験成績書を提出してください。

設備運転実績

電源等名称	●●発電所
出 力／総使用量	●●,●●●●kW
営業使用開始年月	昭和・平成 ●●年 ●●月
運 転 年 数	●●年 ●●ヶ月（平成●年●月末時点）
総発電電力量／総使用電力量	●●,●●●kW 時(平成●年●月末時点)
設備利用率*	約●●%

*DR を活用して応札される場合は、記載不要です。

DRにおける瞬時調整契約等の実績

DR 実績	契約（実証参画）期間
●●	●●年●●月～●●年●●月
▲▲	▲▲年▲▲月～▲▲年▲▲月
■■	■■年■■月～■■年■■月

*複数の DR 実績が該当する場合は、それぞれについて記載するとともに、当該契約または実証事業参画のエビデンスを添付してください。

○定期検査の実施実績について記入してください。

○契約申込された電源 I 「厳気象対応調整力の調整力供出能力・性能を把握する為、契約開始前に、契約申込者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。

ただし、上記運転実績等をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。

また、契約申込者が上記以外のエビデンスによって調整力供出能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。

ホ 運用条件に関する事項（様式7）

運用条件に関する事項

運転継続時間	運転継続時間に制限がある場合には、運転継続時間とその理由を記入してください。
計画停止の時期 および期間等	<p>契約期間内における定期検査等、停止（電源 I Ｔ 厳気象対応調整力を提供することができない状態のこと。）の時期や、その期間を記入してください。また、実施時期を限定する必要がある場合は、その旨についても記入してください。</p> <p>定期検査等、停止の他に、設備都合による作業停止や出力抑制が必要な場合は、実施インターバル、期間および内容について記入してください。</p> <p>なお、本内容は、入札書（様式1）4項「年間計画停止日数」の妥当性を確認する為のものであり、本入札書類をもって、仮に落札・契約した場合の年間停止計画を確認・了承するものではありません。</p> <p>年間停止計画については、契約成立後（または契約協議の中で）、本募集要綱第8章1（9）に基づき、改めて提出いただくと共に、調整させていただきます。</p>
運転管理体制	当社からの指令や連絡に対応するための運転管理体制（運転要員、緊急連絡体制等）について記入してください。
給電指令対応システム	当社からの指令に応じるためのシステム概要について記入してください。（信号受信装置から発電設備等の出力制御回路までの連携方法等。なお、DR を活用して応札される場合は、アグリゲータが当社からの信号を受信し、個別需要家等への指令を行なうまでの方法も含めて記入してください。）
その他	その他、起動や解列にかかる制約（同一発電所における同時起動制約等）、条例による制約等、特記すべき運用条件等がありましたら、記入してください。

第7章 評価および落札案件決定の方法

1. 応札された案件が満たすべき要件に適合しているかを、入札書、添付書類をもとに確認いたします。
2. 本要綱で定める要件に適合している入札案件を評価対象とします。
3. 以下の評価方法により、落札案件を決定します。

[前提] 評価対象者の選定

入札案件の中で、上限価格（第5章1（7）参照）を超えるものについては、本評価の対象外とします。（上限価格以下の容量価格で応札頂いた入札案件を評価対象とします。）

以下、ステップ1～3については、入札書（様式1）の項目2, 6, 7, 8に記載されているそれぞれ電源I¹ 厳気象対応調整力契約電力、容量価格[円/kW]、容量料金、電力量価格[円/kWh]についてのみ対象とします。（項目1・3に記載のものは対象といたしません。）

[ステップ1] 価格要素評価点の算定

価格要素評価配点は●点とします。

次式のとおり、容量価格[円/kW]および電力量価格[円/kWh]に運転継続時間、年間停止計画日数および電源I¹ 厳気象対応調整力提供可能時間数を考慮して価格要素評価点（小数点以下第1位を四捨五入いたします。）を算定いたします。なお、入札案件の中で評価用容量価格と評価用電力量価格を合算したものが最も安価な価格[円/kW]を「基準入札価格」といい、以下同様とします。

評価用容量価格

$$\begin{aligned} &= \text{容量価格} \times \frac{\text{運転継続可能時間 (3 時間)}}{\text{運転継続時間}^{*1}} \\ &\times \frac{365 \text{ 日} - \text{停止可能日数 (240 日)}}{365 \text{ 日} - \text{年間停止計画日数}^{*2}} \\ &\times \frac{11 \text{ 時間}}{\text{電源 I }^1 \text{ 厳気象対応調整力提供可能時間数}} \end{aligned}$$

$$\text{評価用電力量価格} = \text{電力量価格} \times \text{想定発動回数(3.6 回)} \times \text{運転継続可能時間(3 時間)}$$

$$\text{価格要素評価点} = \frac{\text{基準入札価格}}{\text{評価用容量価格} + \text{評価用電力量価格}} \times \text{価格要素評価配点 (●点)}$$

* 1 運転継続時間が 3 時間を超過する場合は、3 時間とする

* 2 年間停止計画日数が 240 日未満の場合は、240 日とする

[ステップ 2] 非価格要素評価点の算定

非価格要素評価点については、基礎点●点に次の加点項目および減点項目のうち、該当するものを加減算し、算定いたします。

+●点：指令から調整までの時間が短いもの（1 時間未満）（加点項目 1）

+●点：年間停止計画日数が 50 日未満のもの（加点項目 2）

つまり、最高▲点、最低 0 点とします。

ただし、加点項目 2 で加点された場合、停止割戻・超過停止割戻の算定（第 8 章第 1 項（11））などにあたって、停止可能日数を 50 日（加点されない場合は 240 日）として考慮します。

[ステップ 3] 総合評価点の算定

ステップ 1 で算定した価格要素評価点とステップ 2 で算定した非価格要素評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点が高い入札案件から順位を決定いたします。なお、総合評価点が同点の場合は、価格要素評価点が高い入札案件を評価順位の上位とします。

順位の決定において、価格要素評価点が非価格要素評価点を下回る入札案件が発生した場合、経済的要素での適正な評価を行う観点から、以下の方法により入札案件の順位を決定します。

(1) 総合評価点が最も高い入札案件を評価順位 1 位とし、当該案件を除いた残りの入札案件において、ステップ 1 の価格要素評価点の再算定（基準入札価格の補正）を行い、非価格要素評価点との合計を総合評価点とし、総合評価点が高い入札案件から評価順位 2 位以降の順位を決定します。

(2) 上記の「基準入札価格の補正」後も価格要素評価点が非価格評価点を下回る入札案件がある場合は、「基準入札価格の補正」を繰り返し、順次、総合評価点が高い入札案件から順位を決定します。

[ステップ4] 落札案件の決定

ステップ3で決定した評価順位の上位の入札案件から応札量を累計し、募集容量に達する直前までの入札案件を落札案件として選定いたします。ただし、運転継続時間が運転継続可能時間（3時間）未満の場合は応札量を運転継続可能時間で除して運転継続時間を乗じた値を、また、年間停止計画日数が年間停止可能日数（240日）を超過する場合は応札量を「365日一年間停止可能日数」で除して「365日一年間停止計画日数」を乗じた値を、応札量としてみなします。

上記により選定した落札案件を除いた残りの入札案件においては、応札量が「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を超える案件に対し、ステップ3の総合評価点を応札量で除して「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を乗じた値を、総合評価点としてみなし、最も総合評価点が高い入札案件を落札案件として決定いたします。（この際、入札書（様式1）の項目13に記載の調整契約電力による応札も含めて、対象を選定します。）

[ステップ5] 契約協議

落札者は、当社と添付する電源I「厳気象対応調整力（kW）契約書（ひな型）および電源I「厳気象対応調整力（kWh）契約書（ひな型）（または、電源II周波数調整力契約書（ひな型）もしくは電源II需給バランス調整力契約書（ひな型））を締結していただきます。また、必要に応じ、電源I「厳気象対応調整力（kW/kWh）契約書に付帯する文書等を協議により締結していただきます。

第8章 契約条件

1. 主たる契約条件は以下のとおりです。詳細については、電源 I 「厳気象対応調整力 (kW/kWh) 契約書（ひな型）」を確認願います。なお、本章の記載と電源 I 「厳気象対応調整力 (kW/kWh) 契約書（ひな型）」の記載が相違する場合は電源 I 「厳気象対応調整力 (kW/kWh) 契約書（ひな型）」の記載を優先します。
 - (1) アグリゲータが電源 I 「厳気象対応調整力 (kW/kWh) 契約」を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。
 - イ アグリゲータが当社指令に応じて電源 I 「厳気象対応調整力を提供すること。
 - ロ アグリゲータが供出する電源 I 「厳気象対応調整力が 1,000kW 以上であり、かつ、アグリゲータが複数の需要家を束ねて電源 I 「厳気象対応調整力を供出するときは、需要家ごとの調整量が 1kW 以上であって、次のいずれにも該当すること。
 - (イ) 需要家に対して、次の a および b の事項を定めた電源 I 「厳気象対応調整力供出計画を適時に策定し、当該計画に従って適切な発電等出力増の指示を適時に出すことができること。
 - a 発電等出力増の量
 - b 発電等出力増の実施頻度および時期
 - (ロ) 調整力の安定かつ適正な供出を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持できること。
 - (ハ) 需要家の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。
 - (二) 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者等とアグリゲータとの間で、適切な契約がなされていること。
 - ハ 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。
 - ニ 電源 I 「厳気象対応調整力の算定上、需要場所が当社託送供給等約款 29（計量）(3)（技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情があつて、計量器を取り付けない事業者等）に該当しないこと。
 - ホ アグリゲータが、需要家に当社の託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要家が当該約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。
 - ヘ 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が、当社託送供給等約款附則 9（契約の要件等についての特別措置）の適用を受けていないこと。

(2) 契約期間

1年間

電源 I 「 厳気象対応調整力 (kW/kWh) 契約期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。

(3) 基本料金

容量料金を毎月に分けて支払い

- イ 容量料金（＝容量価格（円/kW）に電源 I 「 厳気象対応調整力契約電力を乗じた額）を基本料金とし、12 で除して毎月に分けて支払う（翌月払い。ただし、3 月分については、翌々月払いといたします。）ものといたします。
- ロ 端数は年度末の 3 月分で調整するものといたします。

(4) 従量料金

当社指令に応じて運転したことに伴う料金については、kWh 調整費用を各月毎に支払い（翌々月払いとします。）

イ 契約者は、出力上げ調整単価、下げ調整単価（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。）の単価表を定期的（原則として毎週火曜日 12 時までに、週間単位（当該週の土曜日から翌週金曜日まで）とします。）に当社まで提出していただきます。

単価については、燃料費等のコストを勘案した設定としてください。ただし、応札時の電力量価格を上限とします。

ロ 当社指令による上げ調整費用（上げ調整量 × 上げ調整単価）、下げ調整費用（下げ調整量 × 下げ調整単価）（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。）に係る料金を各月毎に精算します。

ただし、上げ調整費用算出にあたって使用する上げ調整単価は、契約者からの申出単価を使用しますが、応札時の電力量価格を上限値とします。（下げ調整に応じていただける契約者の下げ調整単価も同様です。）

また、当社からの上げ指令にも関わらず、下げ応動（発電等出力減）となっている場合、当該時間帯の当社のインバランス単価を用い、（下げ応動量 × インバランス単価）で算出される料金により精算を行ないます。同様に、下げ調整に応じていただける契約者において、当社からの下げ指令にも関わらず、上げ応動（発電等出力増）となっている場合、料金精算は行ないません。

※DR を活用した契約者の場合、調整量は当社託送供給等約款における損失率を考慮した上で算定します。

※ (3) (4) について、消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。また、契約者が収入金課税となる場合、料金支払い時に事業税相当額を加

算いたします。

一方、当社が支払いを受ける場合は、料金支払い時に、消費税等相当額ならびに事業税相当額を加算していただきます。

(5) 計量器

原則として、発電機毎に計量器を設置

ただし、DR を活用した契約を希望される場合は、当社託送供給等約款にもとづく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令にもとづく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況（計量器の種類（例えば30分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ、個別協議させていただきます。

- イ 原則として発電機ごとに記録型等計量器を取り付け、30分単位で計量を実施します。
- ロ 発電機ごとに計量できない場合は、別途協議により計量値の仕訳を実施します。
- ハ 送電端と異なる電圧で計量を行なう場合は、別途協議により定めた方法により、計量値を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行ないます。
- ニ 計量器の取り付け・取り替えが必要な場合、計量器は当社が選定し、原則として、当社の所有として当社が取り付け・取り替えし、その工事費の全額を契約者から申し受けるものとします。

(6) 契約解除

- イ 契約者または当社が、電源 I 「厳気象対応調整力 (kW) 契約に定める規定に違反した場合、契約者または当社は違反した相手方に対して、書面をもって電源 I 「厳気象対応調整力 (kW) 契約の履行を催告するものといたします。
- ロ 前項の催告を行なった後、10日を経過しても相手方が電源 I 「厳気象対応調整力 (kW) 契約を履行しなかった場合、契約者または当社は、その相手方の責に帰すべき事由として、電源 I 「厳気象対応調整力 (kW) 契約を解除することができるものといたします。
- ハ 契約者または当社が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、または次の項目に該当する場合、契約者または当社は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、電源 I 「厳気象対応調整力 (kW) 契約を解除することができます。

(イ) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合

(ロ) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合

(ハ) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合

(ニ) 公租公課の滞納処分を受けた場合

※本号において、電源 I 「 厳気象対応調整力 (kW) 契約には、併せて締結する電源 I 「 厳気象対応調整力 (kWh) 契約、または、電源 II 周波数調整力契約もしくは電源 II 需給バランス調整力契約を含むものとします。

二 契約者または当社が締結する電源 I 「 厳気象対応調整力 (kWh) 契約（または、これに替わって締結する電源 II 周波数調整力契約書もしくは電源 II 需給バランス調整力契約）が解約または解除された場合、電源 I 「 厳気象対応調整力 (kW) 契約も当然に解約または解除されるものといたします。また、契約者または当社が締結する電源 I 「 厳気象対応調整力 (kW) 契約が解約または解除された場合、電源 I 「 厳気象対応調整力 (kWh) 契約（または、これに替わって締結する電源 II 周波数調整力契約書もしくは電源 II 需給バランス調整力契約）も当然に解約または解除されるものといたします。

（7）目的外利用の禁止

契約電源等のうち、電源 I 「 厳気象対応調整力契約電力分については、あらかじめ定める定期点検等の期間を除き、厳気象対応準備時間（9 時～20 時）において、当社の指令に従った運転および待機が必要であるため、当社の承諾を得た場合を除き、当社への電源 I 「 厳気象対応調整力提供の目的以外に活用しないことといたします。

※ただし、アグリゲータが、本要綱にもとづき締結する電源 I 「 厳気象対応調整力 (kW) 契約における電源 I 「 厳気象対応調整力とは別に、供給力を小売電気事業者に提供することを否定するものではありません。しかし、小売電気事業者への供給力提供中であっても、電源 I 「 厳気象対応調整力は当社からの指令に応じて供出可能であること、および、小売電気事業者への供給力と当社への調整力は、重複することなく区分されたそれぞれの容量を準備いただくことが必要です。なお、その場合は、応札時に、その旨を申し出ていただきます。

（8）運用要件

運用要件の遵守

契約者は、契約電源等について本要綱第 5 章に定める運用要件ならびに電源 I 「 厳気象対応調整力 (kW) 契約書および電源 I 「 厳気象対応調整力 (kWh) 契約書（または、これに替わって締結する電源 II 周波数調整力契約書もしくは電源 II 需給バランス調整力契約書）における運用要件を満たし、法令順守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、当社の指令に従っていただきます。

(9) 停止計画

定期点検等の停止計画の提出および調整

- イ 契約者は、当社が定める期日までに契約電源等の停止計画の案を当社に提出していただきます。
- ロ 他の契約電源等の停止計画との重複を避けるため等、当社が停止時期の変更を希望した場合、停止計画の調整に応じていただきます。

(10) 停止日数

計画停止、計画外停止

- イ 契約電源等の設備トラブルや定期点検等、当社の責とならない事由で電源 I 「厳気象対応調整力の全部または一部を当社に提供できなくなった日（契約電力未達時割戻料金を適用した日や、天変地異等やむを得ない事由による場合を除きます。）」を、原則として、超過停止割戻料金の算定に用いる停止日数といたします。
- ロ これらは、作業停電伝票にて実績を確認するため、該当する場合は作業停電伝票を発行していただきます。
- ハ 前日 12 時までに電源 I 「厳気象対応調整力を供出可能な代替電源等（本要綱にて定める要件を満たしていること、別途、当社と電源 II 周波数調整力契約、電源 II 需給バランス調整力契約、または電源 I 「厳気象対応調整力 (kWh) 契約を締結していること、および電源 I 周波数調整力契約、電源 I 需給バランス調整力契約、電源 I 「厳気象対応調整力 (kW) 契約を締結していないこと、以上を全て満たすことが必要です。）を当社に提示し、当社が差替えを認めた場合は、停止日数から除外することといたします。

(11) ペナルティ

イ 契約電力未達時割戻料金

- (イ) 約電源等の設備トラブルや計画外の補修等、当社の責とならない事由で当社からの発動指令にもかかわらず、運転継続時間（運転継続時間が 3 時間以上の場合は 3 時間といたします。）中において、電源 I 「厳気象対応調整力の一部でも当社に提供できなかつた 30 分単位のコマ（以下、このコマのことを「30 分単位の当該コマ」という。）に対し、後記（ロ）のとおり、契約電力未達時割戻料金を算定し、年度末の 3 月分の月間料金から割り引くものといたします。ただし、契約電力未達時割戻料金が年度末の 3 月分の月間料金よりも多い場合は、その差額を当社に支払っていただきます。なお、契約電力未達時割戻料金の対象判定（電源 I 「厳気象対応調整力契約電力未達と判定される 30 分単位のコマ数（以下、「契約電力未達コマ数」といいます。）の算定）については、30 分単位のコマごとに行なうものとします。

(ロ) 契約電力未達時割戻料金の算定式

契約電力未達時割戻料金=(契約電力未達コマ数合計÷厳気象対応調整発動可能コマ数¹⁾)×基本料金×1.5

* 1 入札書（様式1）11項の厳気象対応調整発動可能回数×6で定めるものとし、その値が夏季および冬季の平日9時から20時に相当する2,750コマを超える場合、2,750コマを上限とします。

(ハ) 契約電力未達コマ数の算定式

契約電力未達コマ数=30分単位の当該コマ数×一部未達割合²⁾

(二) 一部供出電力の事前申し出（指令発動まで）が有った場合の契約電力未達コマ数

(ハ) にかかわらず、事前（指令発動まで）に電源I¹⁾ 厳気象対応調整力契約電力の一部（以下、「一部供出電力（申出）」といいます。）を当社に提供することを申し出ていただき、当社がそれを認めた場合、以下の算定式により、契約電力未達コマ数を算定いたします。

契約電力未達コマ数=30分単位の当該コマ数×（電源I¹⁾ 厳気象対応調整力契約電力 - 一部供出電力（申出））÷電源I¹⁾ 厳気象対応調整力契約電力 + 30分単位の当該コマ数×一部供出電力（申出）÷電源I¹⁾ 厳気象対応調整力契約電力×一部未達割合²⁾

* 2 一部未達割合については、以下の式で算定いたします。ただし、算定結果が0.1を超過する場合は、一部未達割合を1とみなします。また、算定結果が負の場合は、一部未達割合を0とみなします。なお、一部未達割合は、小数点以下第3位を四捨五入したものといたします。

一部未達割合=（電源I¹⁾ 厳気象対応調整力契約電力³⁾ × 1時間 ÷ 2 - 当該コマにおける実績調整電力量）÷電源I¹⁾ 厳気象対応調整力契約電力³⁾

* 3 事前に一部供出電力（申出）を当社に提供することを申し出ていただき、当社がそれを認めた場合、上記の計算式の「電源I¹⁾ 厳気象対応調整力契約電力」を「一部供出電力（申出）」に読み替えます。

□ 超過停止割戻料金

(イ) 停止日数（計画停止+計画外停止）が年間停止可能日数（240日（第7章第3項〔ステップ2〕加点項目2で加点対象となった契約者については50日））を超過した場合、超過した日数について超過停止割戻料金を算定して基本料金から割り引くものとし、年度末の3月分料金に反映するものといたします。

(ロ) 超過停止割戻料金の算定式

$$\text{超過停止割戻料金} = (\text{停止日数} - \text{年間停止可能日数}) \div (\text{年度暦日数} - \text{年間停止可能日数}) \times \text{基本料金}$$

※ただし、停止日数のうち、事前に電源 I 「厳気象対応調整力契約電力」の一部を当社に提供することを申し出させていただき、当社がそれを認めた場合、超過停止割戻料金算定上の計画停止日数および計画外停止日数については、以下の算式によって修正したうえで合計いたします。

$$\text{修正後の停止日数} = \text{修正前の停止日数} \times (\text{電源 I 「厳気象対応調整力契約電力} - \text{申し出させていただいた一部供出電力}) \div \text{電源 I 「厳気象対応調整力契約電力}$$

(ハ) 上記による「契約電力未達時割戻料金」と「超過停止割戻料金」の合計金額の上限は、年間の基本料金といたします。

第9章 その他

1. 上げ単価・下げ単価の設定について

(1) 電源 I ‐ 厳気象対応調整力 (kW) 契約に併せて電源 I ‐ 厳気象対応調整力 (kWh) 契約を締結した契約者は、申出単価（当社の指令に応じる kWh 対価）をあらかじめ提示してください。（単価については、燃料費等のコストを勘案した設定としてください。ただし、応札時の電力量価格を上限とします。）

イ 発電設備を活用した応札者の場合

精算時は、ゲートクローズ時点の計画値と実績との差分電力量に以下の kWh 対価 (V1、V2 (下げ調整に応じていただける契約者に限ります。)) を乗じて対価を算定します。

V1：上げ調整を行った場合の増分価格(円/kWh) を設定

V2：下げ調整を行った場合の減分価格(円/ kWh) を設定

ロ DR を活用した応札者の場合

精算時は、実績電力量に当社託送供給等約款における損失率を考慮したものと、調整力ベースラインとの差分に、以下の kWh 対価 (V1、V2 (下げ調整に応じていただける契約者に限ります。)) を乗じて対価を算定します。

調整力ベースライン：当社の託送供給等約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」(H29.11.29 資源エネルギー庁改定) における標準ベースラインや発電等計画値等*を踏まえ、電源 I ‐ 厳気象対応調整力 (kWh) 契約の中で、個別に協議しその設定方法を取り決めた上で、当社託送供給等約款における損失率を考慮して算出します。（*例えば「DR 実施日の直近 5 日間 (DR 実施当日は含みません。) のうち、DR 実施時間帯の平均需要量の多い 4 日間 (High 4 of 5) の需要データ (平日実施の場合はすべて平日のデータとします。) を当日調整したもの」等）

V1：上げ調整を行った場合の増分価格(円/kWh) を設定

V2：下げ調整を行った場合の減分価格(円/kWh) を設定

(2) 申出単価（当社の指令に応じる kWh 対価）については、週 1 回の更新通知（火曜日 12 時までとします。）により変更します。

なお、入船トラブル・燃料切替時、ユニット効率低下時等、緊急的に変更が必要な場合については、変更協議を行ないます。

発電設備を活用した応札者の場合、当社託送供給等約款上、BG（バランスシンググループ）最経済計画にもとづき発電したとみなしたうえで、契約者と当社の対価の授受として

□ $Y - X > 0$ の場合

差分×V1 を当社が契約者に支払います。

(ただし、V1 が応札時の電力量価格を超える場合は、差分×応札時の電力量価格を当社が契約者に支払います。)

(当社からの指令が下げ調整の場合については、料金精算は致しません。)

□ $Y - X \leq 0$ の場合

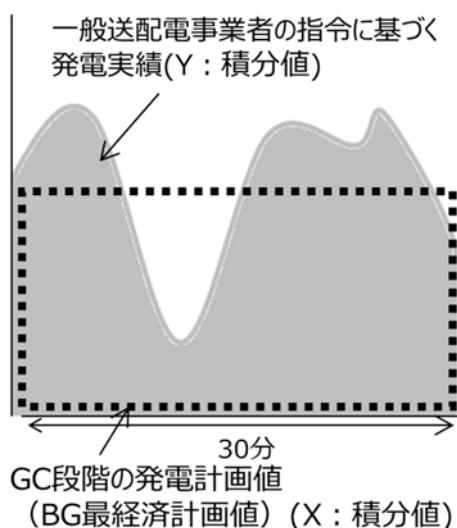
下げ調整に応じていただける契約者については、差分×V2 を契約者が当社に支払います。

(V2 が応札時の電力量価格を超える場合は、差分×応札時の電力量価格を支払っていただきます。)

ただし、当社からの指令が上げ調整の場合については、差分×インバランス単価（当該時刻における、当社のインバランス単価）を契約者が当社に支払います。

X : ゲートクローズ段階で契約者が当社に提出する発電計画値の積分値

Y : 一般送配電事業者の指令にもとづく発電実績の積分値



上記において、DR を活用した応札者の場合、Yを“調整力ベースラインから求まる積分値”にXを“一般送配電事業者の指令にもとづく需要実績の積分値”に読み替えます。なお、それぞれ、当社託送供給等約款における損失率を考慮したもの（ $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じたもの）とします。

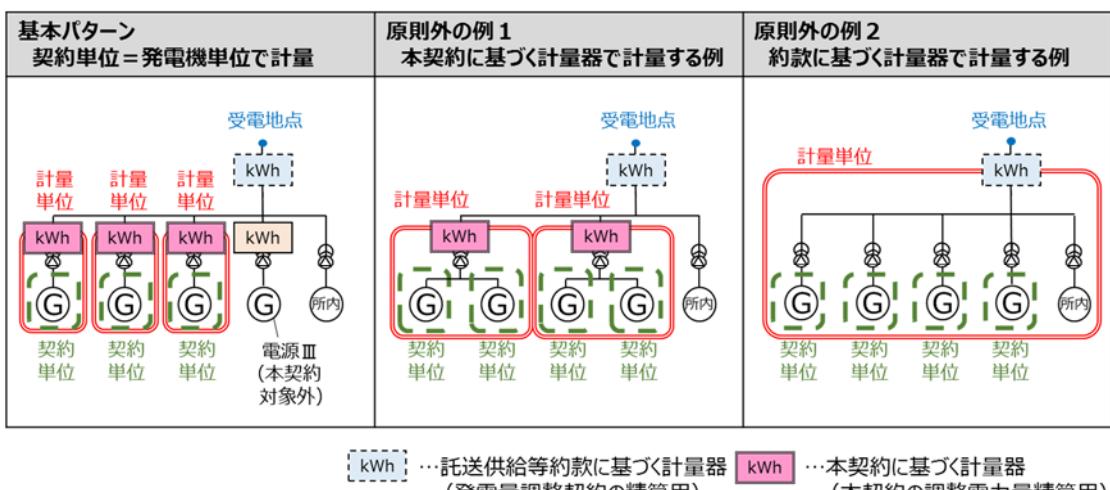
(3) 電源 I 「厳気象対応調整力 (kW) 契約に併せて電源 I 「厳気象対応調整力 (kWh) 契約を締結せずに、電源 II 周波数調整力契約を締結する契約者は、電源 II 周波数調整力

募集要綱に準じることとし、同じく、電源II需給バランス調整力契約を締結する契約者は、電源II需給バランス調整力募集要綱に準じることとします。

2. 計量単位について（発電設備を活用した応札者に限ります。）

(1) 本要綱の第5章、第8章にあるとおり、原則として発電機ごとに契約しますので、契約に際して計量器の設置が必要になる場合があります。

(2) 計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれるすべての発電機と本契約を締結し、すべての発電機の調整力提供に関わるkWh単価(V1、V2(下げ調整に応じていただける契約者に限ります。))が同一であること等が条件になります。



3. 機能の確認・試験について

(1) 電源I「厳気象対応調整力(kW)」契約ならびに電源I「厳気象対応調整力(kWh)」契約（またはこれに替わって締結する電源II周波数調整力契約もしくは電源II需給バランス調整力契約）の締結にあたり、満たすべき設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合、契約申込者または契約者はその求めに応じていただきます。

- イ 発電機等の試験成績書の写し等、電源等の性能を証明する書類等の提出
- ロ 当社からのオンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）による性能確認試験の実施（オンライン（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で応札される電源等に限ります。）
- ハ 現地調査および現地試験
- ニ その他、当社が必要と考える対応

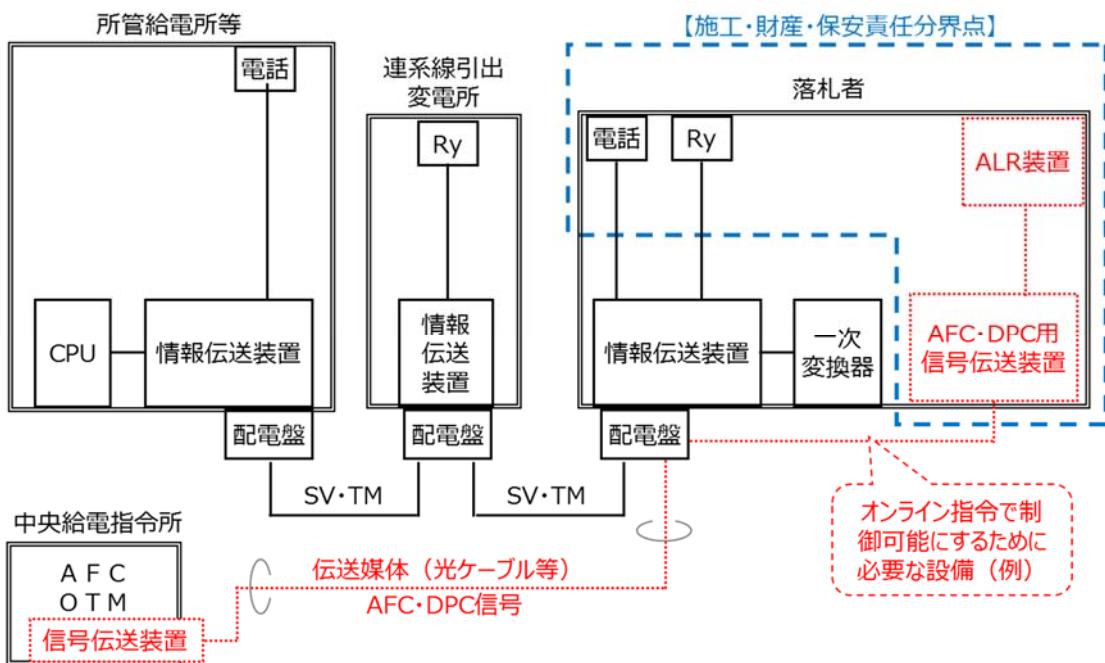
以下に各機能ごとの確認・試験内容例をかげます。

機能	確認方法			試験内容（例）
	現地確認	対向試験	書類確認	
給電情報自動伝送		○		■ 中給との対向試験を実施。 (オンライン(簡易指令システムを用いたものを除きます。)で応札される電源等に限ります。)
制御試験	○			■ 現地(DRを活用した電源等においては、アグリゲータ～需要家までを含みます。)での調整指令に対する調整量の確認。
オンライン調整機能 (ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。)		○		■ 中給との対向試験を実施。(オンライン(ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。)で応札される電源等に限ります。)
上記以外で系統連系技術要件に定める機能			○	■ 発電機等の性能を証明する書類等の提出で確認する。

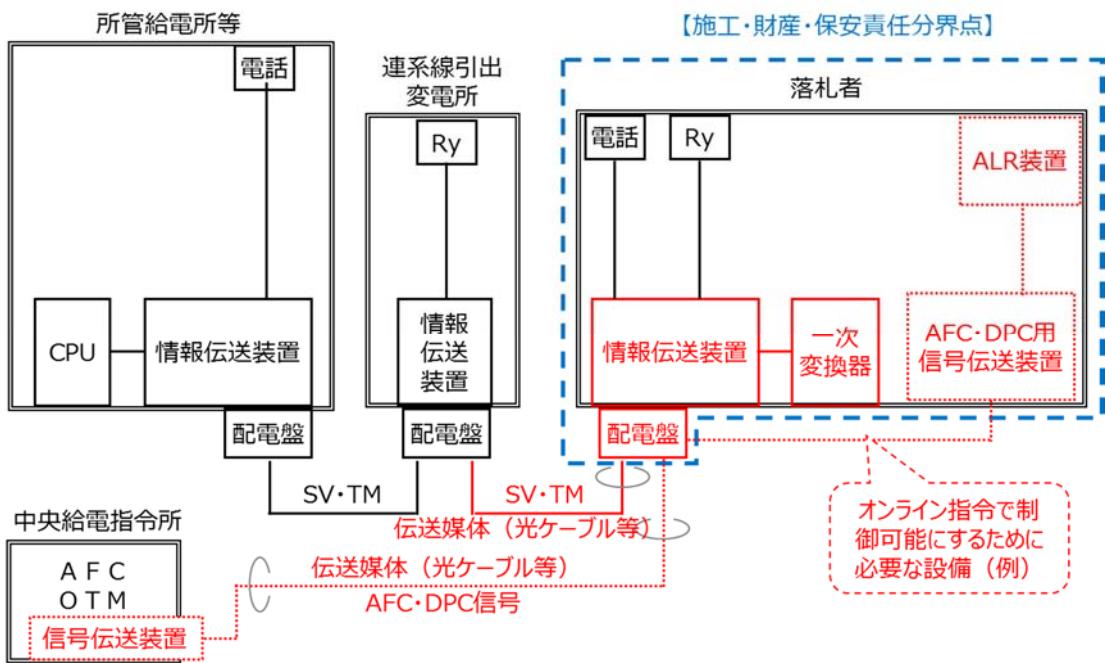
4. オンライン指令(ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。)で制御可能にするための設備について

(1) 本要綱に定める技術要件を満たすために必要となる、当社からのオンライン指令(ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。)で制御可能にするための設備などは、契約者の費用負担にて設置していただきます。また、中央給電指令所との間で情報や信号の送受信を行う通信設備については、信頼度確保の観点から、原則として複ルート化して頂きます。通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例を以下に示しますので参照してください。

イ 発電設備を活用した応札者の設備例（専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）の場合）

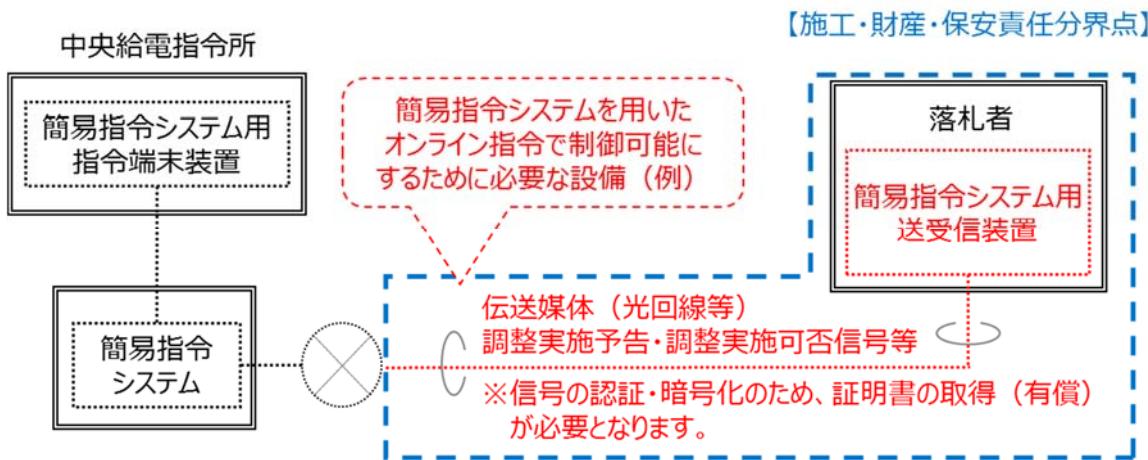


ロ DR を活用した応札者の設備例（専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）の場合）



※ただし、落札者から当社連系線引き出し変電所への TM 情報は必須とはいたしません。

ハ 契約者の設備例（簡易指令システムの場合）



淡路島南部地域の電力系統について

